

門前に到りしに恰も居合はせたる松尾刑事は「何しに來た」と怒鳴りしとかにて昨日の事もあり一行總掛りにて同刑事に暴行を加へ凱歌を揚げて引取りたり。

△柵橋小虎氏の態度

友愛會東京聯合會は本部中央委員柵橋小虎氏主事として全權を押掌せるが、足立工場の罷業に對しては當初より氣乗せず其理由とするところは

- 一、足立工場従業員は未だ友愛會に屬せるにあらず且又組合をも組織し居らざること
- 二、足立氏の地位及態度は世間的道義及名利を超越したる觀あるを以て如何なる運動も之に手耐えなかるべしとの豫想。

三、罷業の理由頗る明白を缺き名分を以て世に訴ふべく其根據の甚だしく薄弱なること

就中第三點は柵橋氏の最も考慮せるところにして、第一及第二は公けの場合労働運動者の躊躇を辯解するに足らざるもの、如くなれど、尠くとも氏が然かし感じたりしことは疑ふべからず、かくて同氏は足立問題を東京聯合會の問題とせず、聯合會本部を罷工本部とする事だにも喜ばざりし模様あり。さればとて打捨つべきにもあらざればと、八日午後聯合會書記上條愛一、福田金次郎兩氏に命ずるところあり、兩氏は個人として松崎龜戸署長を訪問し署長の仲介を求めたり、兩氏が職工團の「我々職工

は解雇されて居ない」の主張を支持すべく用ひたる論旨は

- 一、職工全部が解雇され居らざる體在は積立金にあり即ち全職工を解雇せしものならば規定の如く職工の積立金を本人に返付すべき筈なるに工場はしからざるのみか十二月分の積立金をも給料より控除せしに非ずや之に依れば會社は尙繼續して僱用する意志ありしに相違なし
- 二、廿九日に年内の終業をなしたる際まで來年一月六日始業と發表し休業後の卅日に到り當分休業の揭示をなせるは不當の處置なり

要するに兩氏の眞意は、泉一人の誠首にて他の圓滿復職（もとより無條件にても）を希望したるなり、龜戸署長も一應の交渉を引受け、九日正午に回答を約して兩氏と別れ直に足立所長を招致して會談する所あり。

九日正午上條、福田兩氏は龜戸署長を訪問したるに、署長は足立氏の意嚮として、約二十名を誠首し、他は採用するも難からざる旨を傳へたり。兩氏は聯合會本部に歸り柵橋、泉兩氏と協議したるが、柵橋氏の意嚮は「相當の解雇手當を請求して二十名の誠首には應ずるの外なからん」と云ふにありしを以て、上條、福田兩氏は更に折返し署長を訪問したるに既に署長在らず、其所在全く不明にて兩氏は空しく聯合會に引上げたり兩氏と署長と此時會見したらんか、或は局面は他に展開したるやも測られざりしが、兩氏の空しく歸來せしは罷業職工をして最後の希望を失はしむるに等しき結果となりぬ。

△鐵工組合の應援決議